

農政第659-1号
令和7年12月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

水戸市長

市町村名 (市町村コード)	水戸市 (08201)
地域名 (地域内農業集落名)	常澄 (下大野、稻荷、大場)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月25日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

常澄地区については、国営農地再編整備事業（茨城中部地区）及び県営土地改良事業（三原地区）の実施区域において、事業に参画する担い手への集積・集約を推進している。
また今後、農地の担い手への集積・集約にあたって、耕作条件の改善を図ることが必要とされる地区については、地域協議の開催も含め、基盤整備事業の活用に向けた機運醸成を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の多くを水田が占めることから、国営・県営土地改良事業による水田の区画拡大及び耕作条件の改善と併せて担い手の集積・集約化を推進するほか、集落営農組織の営農継続により、地域農地の農業利用の維持向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,070.77 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,070.77 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として農振農用地とし、今後特に農業利用の促進が求められる地区については、地域の協議に基づき編入する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
国営・県営土地改良事業の実施区域を中心に、中間管理事業による担い手水田等の集積・集約化をさらに推進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域集積管理組合を設立し、集積協力金等を活用している地域を中心に、中間管理事業の更なる活用を促進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在、土地改良事業等の実施されていない区域について、地域の機運醸成に応じ、土地改良事業等による大区画化及び高収益化を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域農業者の高齢化を踏まえ、必要に応じて地域での協議を開催し、新規就農者や担い手の参入を要するエリアについては、関係機関と連携し、誘致活動等を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織による麦・大豆、飼料用稻といった水田転作での生産受委託を促進するほか、水戸市農業公社の農作業受委託を活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

大規模水田経営体を中心に、ドローン等の導入を促進するほか、輸出用米等の新市場開拓米の生産を促進する。また、集落営農組織を中心に、地域畜産農家の需要に応じた飼料用稻の生産を推進する。